

新ひだか町立三石小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月13日制定

【令和5年4月一部改定】

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)の第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されていることから、本規定を定める。

平成26年4月に施行され、令和5年3月に2度目の改定がされた「北海道いじめの防止等に関する条例」、同年8月に策定され平成30年2月に改定された「北海道いじめ防止基本方針」、令和3年に策定された「新ひだか町いじめ防止基本方針」に基づき、本校においても「三石小学校いじめ防止基本方針」を見直し、いじめの未然防止と早期発見、早期解決により一層努めていく。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ問題に関する基本的知識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであることを十分認識するとともに、適切に対応する必要がある。

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

3 いじめ防止・解消のための基本方針

- (1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- (2) 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- (3) 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

4 いじめの未然防止のための取組

いじめは、どの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

- (1) いじめについての共通理解を図る。

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議での周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

- (2) 全校集会などで校長や生徒指導担当が、日常的にいじめの問題について触れ、学校全体に「い

じめは人間として許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(3) 児童会活動では、「あいさつ運動」「相談箱」の設置や個別の問題に対して集会等を開いて全校児童で考えるような集会の取組を行う。

(4) 学級において、互いを認め合える人間関係・風土をつくる。

(5) いじめに向かわない態度・能力を育てる。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、読書活動、体験活動の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(6) 授業については、学習についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、児童一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。

(7) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(8) 自己有用感や自己肯定感を育む。

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。

5 いじめの早期発見のための取組

いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(1) 春と秋にアンケート調査を実施し、個別懇談を実施する。

(2) 保健室での養護教諭との連携を図り、いじめの早期発見の手立てとする。

(3) 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配ったり、日記等を活用したりして交友関係や悩みを把握する。

(4) 定期的に学級の実態交流を行い、気になる児童の交流を行う。

(5) 保護者の悩みを積極的に受け止める。

6 いじめに対する措置のための取組

発見・通報を受けた場合には、学級担任だけで抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

(2) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

(3) 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込みず、直ちに教頭及び指導部と情報を共有する。その後は、指導部が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって町教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

(4) いじめが学校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、関係機関、専門家などと連携・協力して解決に当たる。

(5) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(6) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことを確認された場合、学校は、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実確認を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせる。

(8) インターネット上のいじめへの対処

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童への情報モラル教育の充実に努める。また、保護者に対して、必要な啓発活動を行う。

インターネット上のいじめを認識した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携し対処する。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- (1) いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月止んでいる状態が継続していること。

(2) いじめを受けた児童及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

8 いじめ問題に取り組むための組織体制の構築

(1) 学級実態交流の開催

定期的に全教職員で心配される児童について、現状や指導方針等について情報を共有し、共通行動で対応できるようとする。

(2) 「校内いじめ防止対策委員会」の設置

いじめや問題行動への取組を徹底するため、教頭・生徒指導担当・当該学級担任・養護教諭による「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(3) 緊急かつ重大ないじめ問題が発生した場合の対応

発見者が直ちに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により、「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、指導支援体制を構築する。また、職員会議を開催し、全教職員の共通理解の下、迅速に対応する。

(4) 関係機関と連携した組織

学校や教育委員会において、いじめに関係した児童に対して必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、警察、法務局等）と適切に連携していく。

また、PTAや学校運営協議委員会といじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

9 評価について

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。

(1) 達成目標の設定

達成目標は、①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり②早期発見・事案対処のマニュアルの実行③定期的・必要に応じたアンケート④個人面談・保護者面談の実施⑤校内研修の実施、等に係る項目を設定し、達成状況を評価する。

(2) 取組の改善

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

10 特に配慮が必要な児童について

下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ等の外国につながる児童

(3) 性同一性障がいや性的傾向・性自認に係る児童

(4) 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(5) 新型コロナウイルス感染症に本人又は家族が感染した児童